

天久(3)地区
「急傾斜地崩壊危険区域」及び「土砂災害警戒区域等」
区域指定に係る説明会

1



沖縄県土木建築部 南部土木事務所
令和2年11月5日

「急傾斜地崩壊危険区域」区域指定の説明

3

1. 区域指定の概要
 - 1) 位置関係について
 - 2) 県内のがけ崩れの事例
 - 3) 当該斜面の状況
 - 4) 急傾斜地崩壊危険区域とは
2. 対策工法の事例
3. 今後のスケジュール
4. 事業実施に係る御協力依頼

※急傾斜地崩壊危険区域の指定は、崩壊のおそれのある場合、沖縄県が対策工事[ハード対策]を行います。事業の性質上、用地の取得は行いません。

天久(3)地区
「急傾斜地崩壊危険区域」及び「土砂災害警戒区域等」
区域指定に係る説明会

2

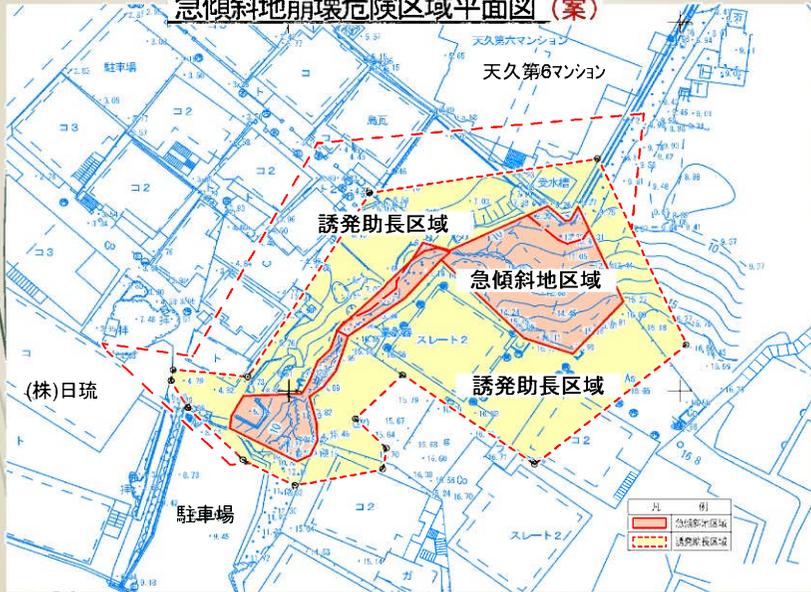
1. 開会挨拶 那覇市防災危機管理課長
2. 事業者挨拶 南部土木事務所計画調査班長
3. 区域指定の概要説明
 - ①急傾斜地崩壊危険区域指定
 - ②土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定
4. 図面閲覧・質疑応答

位置関係について

4



急傾斜地崩壊危険区域平面図(案)



当該斜面の状況



県内のがけ崩れの事例



当該斜面の状況



急傾斜地崩壊危険区域とは？

9

勾配が30度以上、高さが5m以上で崩壊が発生する恐れのある急傾斜地のうち「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基き指定された箇所を急傾斜地崩壊危険区域といい、現在那覇市内で22箇所指定されています。

崩壊防止の必要がある場合、沖縄県が対策工事（ハード対策）を行います。

※事業の性質上、用地の取得は行いません。

南部管内急傾斜地崩壊危険区域

豊見城市 6箇所、南城市 1箇所、糸満市 5箇所
 座間味村 1箇所、久米島町 1箇所、

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると？

11

＜急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合、以下の事項に該当する行為は沖縄県知事の許可が必要になります＞

- ① 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為。
- ② ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造。
- ③ のり切、切土、掘削又は盛土。
- ④ 立木竹の伐採。
- ⑤ 木竹の滑下又は、地引による搬出。
- ⑥ 土石の採取又は集積。
- ⑦ 前記に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する恐れのある行為で政令で定めるもの。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第7条より）

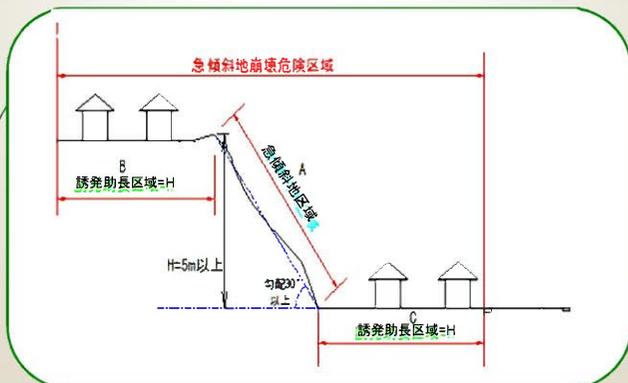
急傾斜地崩壊危険区域指定基準

10

急傾斜地法第3条に基づき、以下の事項に該当するものについて指定されます。

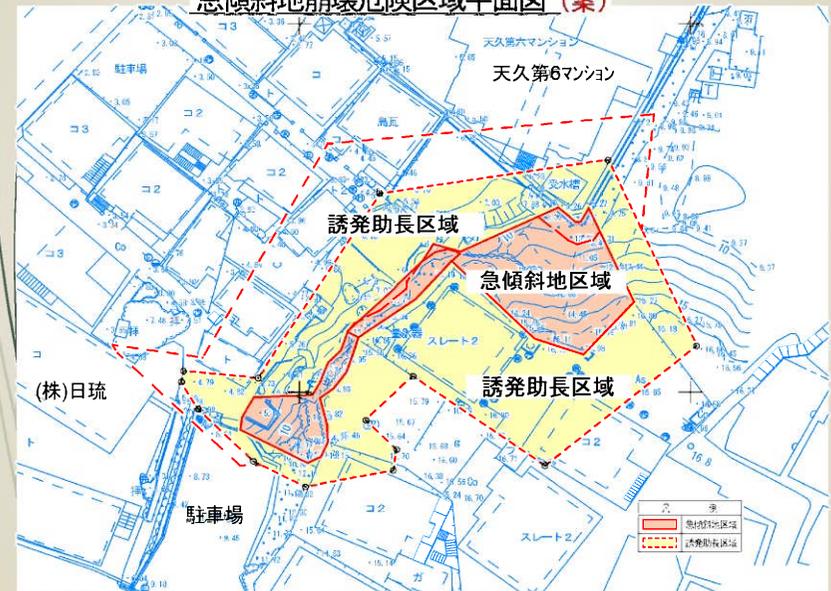
- ① 急傾斜地の勾配が30°以上、高さが5メートル以上のもの。
- ② 急傾斜地の崩壊により危害が生ずる恐れのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずる恐れのあるもの。

（昭44.8.4 建設省河砂発第54号、通達）



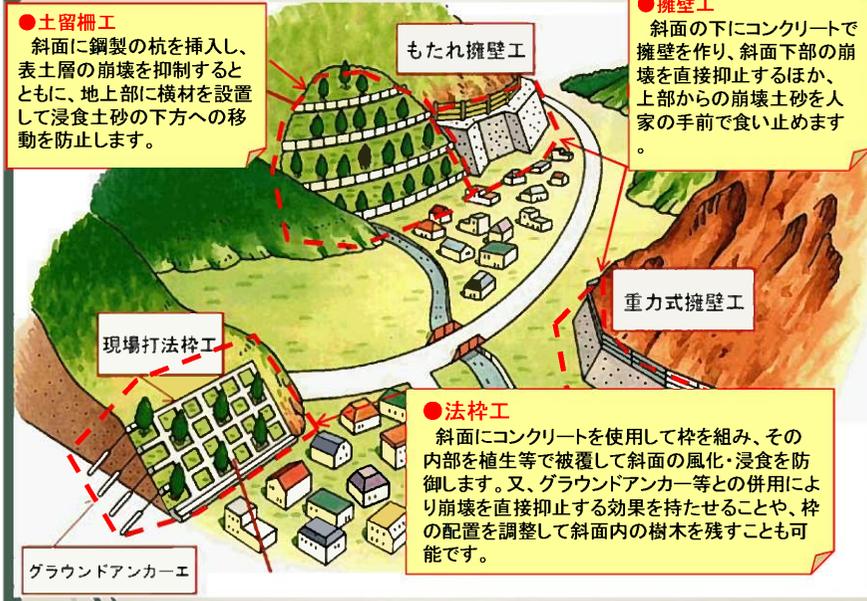
急傾斜地崩壊危険区域平面図（案）

12



対策工法の事例

13



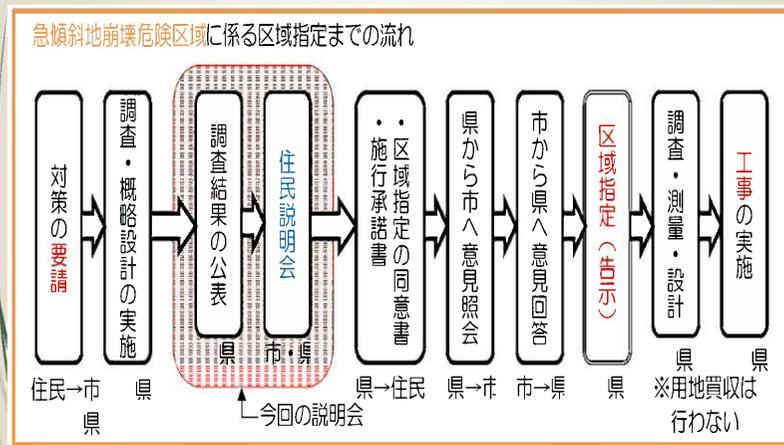
事業実施に係る御協力依頼

15

- ▶ 具体的な工事区域、工事内容については詳細設計等に基づき工事実施時に説明いたします。
- ▶ 用地買収は、事業の性質上、行わないため、本事業の趣旨及び必要性・緊急性をご理解いただき、施工承諾（同意書）を未だ提出されていない方はご提供いただきますようお願いいたします。
- ▶ 工事実施の際には、工事のための借地やその他排水流末処理などに関して御協力宜しくお願いいたします。

今後のスケジュール(予定)

14



同意書(参考)

16

令和 年 月 日

沖縄県土木建築部
南部土木事務所長 殿

土地所有者(関係人)
住所:
氏名: 印

「急傾斜地法」に基づく区域の指定及び沖縄県が施工する必要な下記急傾斜地崩壊対策事業の工事施工を承諾します。
また、私が所有、借地する下記記載の土地を対策工事のため無償で使用されることを承諾します。さらに当該土地に付随する全ての権利者及び当該土地を譲渡した場合は譲受人にその旨を承諾させます。
なお、承諾にあたり、以下の留意事項を確認しました。

【留意事項】(急傾斜地法第7条より)
急傾斜地崩壊危険区域では一定行為(地形の変形等)の制限があり、これをおこなう場合は沖縄県知事の許可が必要になります。

記

<急傾斜地崩壊危険区域名>: 大久3)地区急傾斜地崩壊危険区域
<急傾斜地崩壊対策事業名>: 大久(8)地区急傾斜地崩壊対策事業
<土地(権利)の表示>

市	字名	原	土地の表示		備考
那覇市	大久	原	地番	地目	地籍(㎡)

「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」 区域指定の説明

17

1. 土砂災害防止法ビデオ
2. 区域指定の概要
 - 1) 位置関係について
 - 2) 警戒区域等（案）
 - 3) 土砂災害防止法の趣旨
 - 4) 警戒区域及び特別警戒区域
3. 今後のスケジュール

※土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定は、土砂災害のおそれのある区域をお知らせするもので、区域指定後は警戒避難体制の整備や行為の制限等[ソフト対策]を行います。

土砂災害警戒区域等(案)

19



位置関係について

18



土砂災害警戒区域等(案)

20



土砂災害防止法の趣旨（平成13年施行）

21

正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

- 土砂災害から国民の生命及び身体を守ることを目的とするもの。
- ハード対策（施設の整備）ではなく、**土砂災害のおそれ**のある区域について警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするもの。
- 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定。
- 土砂災害警戒区域のうちさらに危険性が高く、**建築物に損壊**が生じ住民等の生命又は身体に**著しい**危害が生じるおそれがあると認められる区域を**土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）**に指定。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

23

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

- 土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、**土砂災害のおそれ**のある区域を**土砂災害警戒区域**に指定して、
 - 1) 危険の周知、
 - 2) 警戒避難体制の整備、
 をおこなう。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

- また、**建築物に損壊**が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を**土砂災害特別警戒区域**に指定し、
 - 3) 特定開発行為の許可制、
 - 4) 建築物の構造規制、
 - 5) 建物移転勧告、
 をおこなう。

* 沖縄県では平成18年度から、土砂災害警戒区域の指定を行っています。

基礎調査の実施

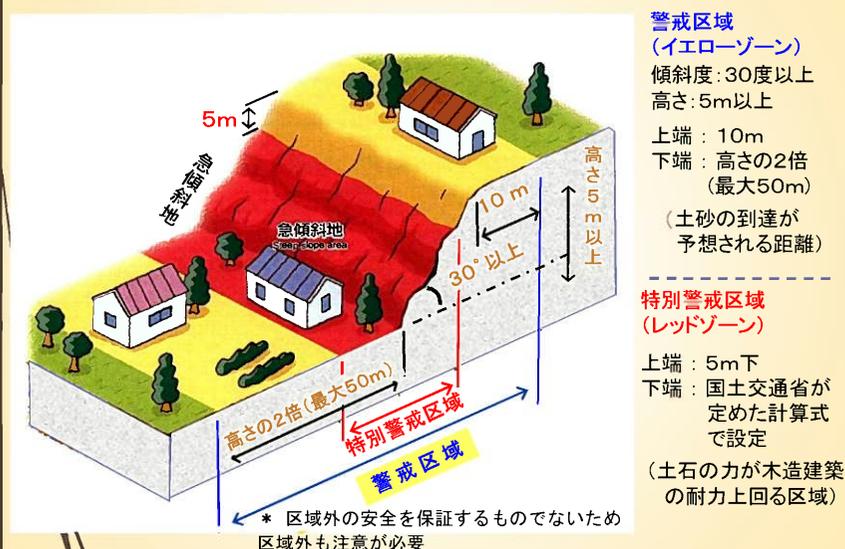
22



斜面や溪流及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれがある区域の地形、地質、土地利用状況等を調査します。

警戒区域等の設定（急傾斜地）

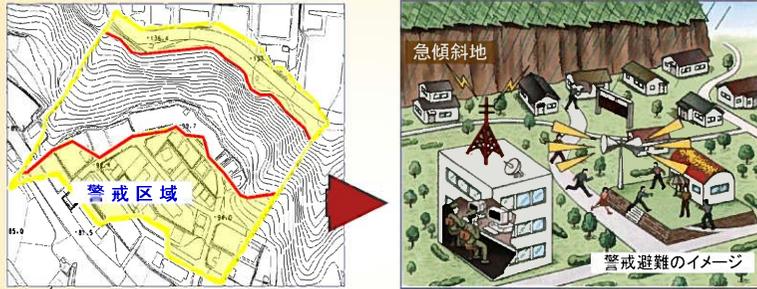
24



警戒区域（イエローゾーン）に指定されると

25

警戒区域での施策



1. 警戒避難体制の整備（市町村・要配慮者利用施設の管理者等）
 - 1) 市町村地域防災計画への記載（警戒避難体制について定める）
 - 2) 土砂災害ハザードマップによる周知徹底（危険箇所・避難地等の情報）
 - 3) 市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設（学校、社会福祉施設、病院等）の避難確保計画の作成・避難訓練の実施の義務
2. 宅地建物取引での措置

宅地建物取引業者は、宅地や建物の売買にあたり、警戒区域である旨、重要事項説明義務がある

特別警戒区域での施策（要旨）

27

宅地建物取引での措置

- ・ 特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えない
- ・ 宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行う義務がある

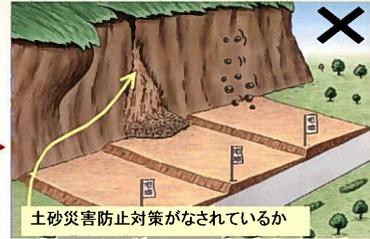
特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると 特別警戒区域での施策

26

1. 特定開発行為の許可制（県）



特別警戒区域



土砂災害防止対策がなされているか
2. 建築物の構造規制（県等）



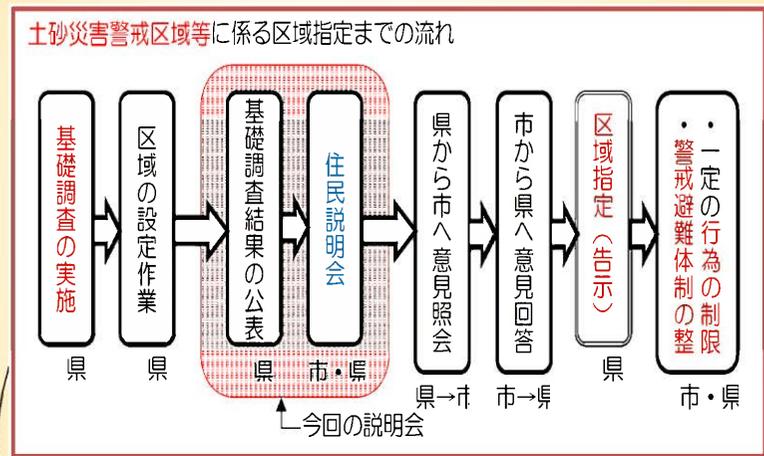
土石等の力に対して安全か
3. 建築物の移転勧告（県）



危害が急迫している場合

今後のスケジュール(予定)

28



知らせる努力

県

- ・土砂災害のおそれのある区域を調べて公表

市町村

- ・警戒避難体制等の整備
- ・警戒避難について住民へ周知

知る努力

住民

- ・土砂災害のおそれのある区域を知り、危険が迫った時は安全な場所へ避難

<休憩～図面閲覧>
15分

ご清聴ありがとうございました。

沖縄県 土木建築部
南部土木事務所

質疑応答